

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年4月12日認可した。

平成24年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南地谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）関地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）公渕池Ⅱ地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）十川幹線水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日川幹線水路地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）井口川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）泉川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）尾越池地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間中池地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）中三谷農道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井西廻り本線地区
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池中池地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一小路末角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東高須地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立満北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）末角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）並松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）来善地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日川線亀尻地区